

久宝寺寺内町重点地区

ガイドライン



目次

1. はじめに.....	1
2. 対象区域.....	2
3. 久宝寺寺内町の景観について.....	3
3-1 歴史・沿革.....	3
3-2 久宝寺寺内町の景観資源.....	4
4. 景観づくりの方向性と将来イメージ.....	7
4-1 景観づくりの目標と方針.....	7
4-2 将来イメージ.....	8
5. 基準とその解説.....	9
5-1 推奨基準と景観形成基準.....	9
5-2 届出対象行為.....	9
5-3 推奨基準.....	10
5-4 景観形成基準.....	11
5-5 基準の解説.....	13

1. はじめに

久宝寺寺内町は、約 450 年前の寺内町建設当時の町割りが残り、寺社や各時代の町家が見られ、歴史の重層性を感じる豊かな街並みを形成しています。

平成 20 年には、久宝寺寺内町の歴史的まちなみとその環境を保全し、久宝寺らしい歴史を生かしたまちづくりを進めることを目的とし、『久宝寺寺内町まちなみ保全要綱』を策定しました。

また、平成 29 年には、八尾らしい景観の保全と創造を通じて、「水と緑がゆたかで快適な生活環境の形成」や「愛着と誇りを育む魅力的な住環境のまち」につなげていくことを目的として、全市を対象とした『八尾市景観計画』を策定しました。そして、この景観計画において、歴史的資源が豊富に残り、本市を代表する良好な歴史的まちなみが形成されている久宝寺寺内町を「久宝寺寺内町重点地区」として定め、『景観計画【別冊】久宝寺寺内町重点地区』を策定しました。これに伴い、『久宝寺寺内町まちなみ保全要綱』を改正し、要綱の名称を『久宝寺寺内町街なみ景観保全要綱』（以下、「街なみ景観保全要綱」という。）に改めました。

本ガイドラインは、主に街なみ景観保全要綱及び景観計画で定めている基準の内容を解説し、目指すべき久宝寺寺内町の景観形成の方向性を示したものです。

住民の皆さま、事業者の皆さまには、本ガイドラインを運用いただき、より良い景観形成へと結び付けていくことを目指します。

2. 対象区域

街なみ景観保全要綱の対象となる保全地区及び景観計画の重点地区の区域は同一であり、以下の通り範囲を設定しています。

■街なみ景観保全要綱：保全地区

■景観計画：久宝寺寺内町重点地区

八尾市久宝寺一丁目から六丁目の各一部（下図のとおり）



3. 久宝寺寺内町の景観について

3-1 歴史・沿革

【久宝寺寺内町のはじまり】

久宝寺とは、聖徳太子が蘇我氏と共に物部大連守屋を討ち滅ぼしたときに建立されたと伝えられる寺院の名にちなみます。

蓮如上人が布教に訪れた際、文明 11 年（1479）にこの地に西証寺を建立しました。その後、享禄 2 年（1529）に宗門第一の実力者であった近江の国大津の近松山頭証寺の蓮淳が来住することになり、寺号を顕証寺と改めました。大和川流域で地理的に要衝の地である久宝寺に、中・南河内の門徒集団を束ねる拠点为建设する意図もあったと推察されます。

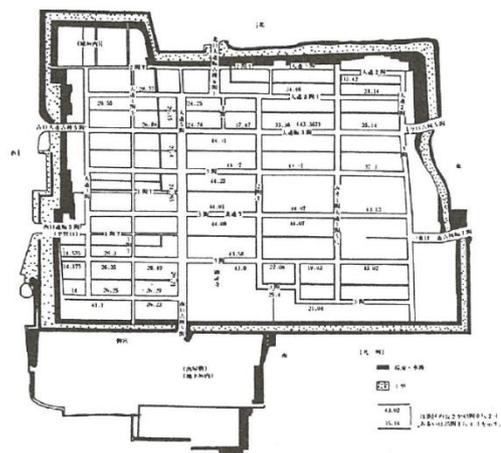
蓮淳の入寺後町の建設も進み、碁盤目状に街路が走り、周囲には土塁と環濠をめぐらせた、寺内町としての形態も整ったと考えられます。

【久宝寺寺内町の都市の構造】

元禄 2 年（1689・推定）の高田家絵図と享保 8 年（1723）の木村家絵図を見ると、寺内町の周囲には土塁と環濠がめぐらされ、内部は碁盤目状に街路が走っているのがわかります。

寺内町への入り口（木戸口）は東西に 2ヶ所ずつと南北に 1ヶ所ずつの合計 6ヶ所あります。また、寺内へ侵入したときに直進できないよう、入口を入った所が T 字路となっています。

寺内町の主要部は東西に 5 本、南北に 6 本の道路で構成され、このうち平野口（西口）から表町通りを通過して東口に抜けるルートが当時の八尾街道であり、メインストリートでした。



高田家絵図と木村家絵図による道の街区のデータ
（「久宝寺寺内町の町割りについて」より）

【経済の中心地としての発展】

久宝寺寺内町が寺内特権を獲得するのは天文 10 年（1541）のことで、それ以後は自治権を持った町として多くの門徒が集まり住むとともに、商工業者も集まって、活発な商業活動が行われるようになりました。

江戸時代以降は、農村部における商業の中心、在郷町という形で繁栄、船運の要所や主要幹線道路の中継地として栄えました。宝永元年（1704）に大和川の付替えが行われると、それ以後町は衰退していき、地域の中心は八尾寺内町に移ることになります。

【現在の久宝寺寺内町】

現在の久宝寺寺内町は環濠や土居の一部がその名残をとどめていますが、町割りは、ほぼ昔のまま残っています。また、町家は江戸時代から戦後のものまで様々な時代のものが残っており、それぞれに特徴ある様式を見ることができます。

（参考：「久宝寺寺内町保全整備構想」）

3-2 久宝寺寺内町の景観資源

【町割り・濠・水路】

現在も江戸時代の道路網から大きな変化はなく、寺内町としての町割りはよく残されています。

土塁は、顕証寺の南側にその名残が見られ、環濠については、平野口（西口）から南側の一带と東口から北口にかけて一部排水路としてその名残があります。

寺内町を南北に流れる大水路があり、これは初期寺内町における環濠の跡ではないかとの説があります。大水路沿いは、水を身近に感じるうるおいある景観を形成しています。



大水路

【町家】

地区の中には、各時代に建設された町家が見られます。

「厨子2階」の町家は、概ね江戸～明治期の建物に多くなります。2階の階高が低く、通常は物置として使用されていました。2階部分の虫籠窓が特徴となります。

また、久宝寺に多い町家として、2階建の町家があります。腰板壁、格子戸、出格子、2階部分の隣家との防火壁などの特徴があります。

このような町家が地区内に点在し、町家の軒へ壁面が連なる通りの景観が特徴といえます。



厨子2階の町家



2階建の町家

【寺社】

地区の中には顕証寺、発願寺、念佛寺の3つの寺院と許麻神社があります。通りから見ると、これら寺社の大屋根などが景観のポイントになっています。



顕証寺



発願寺



許麻神社



念佛寺

【地蔵・道標・石碑】

地蔵は地区内に点在し、ほとんどは地蔵堂に納められています。また、平野口（西口）、東口付近の道標や、歴史を伝える石碑などが点在します。これらは道路沿いに設置され、歴史や暮らしを感じさせるとともに、通りの景観のポイントとなっています。



許麻橋地蔵尊



あごなし地蔵尊



道標

【祭礼】

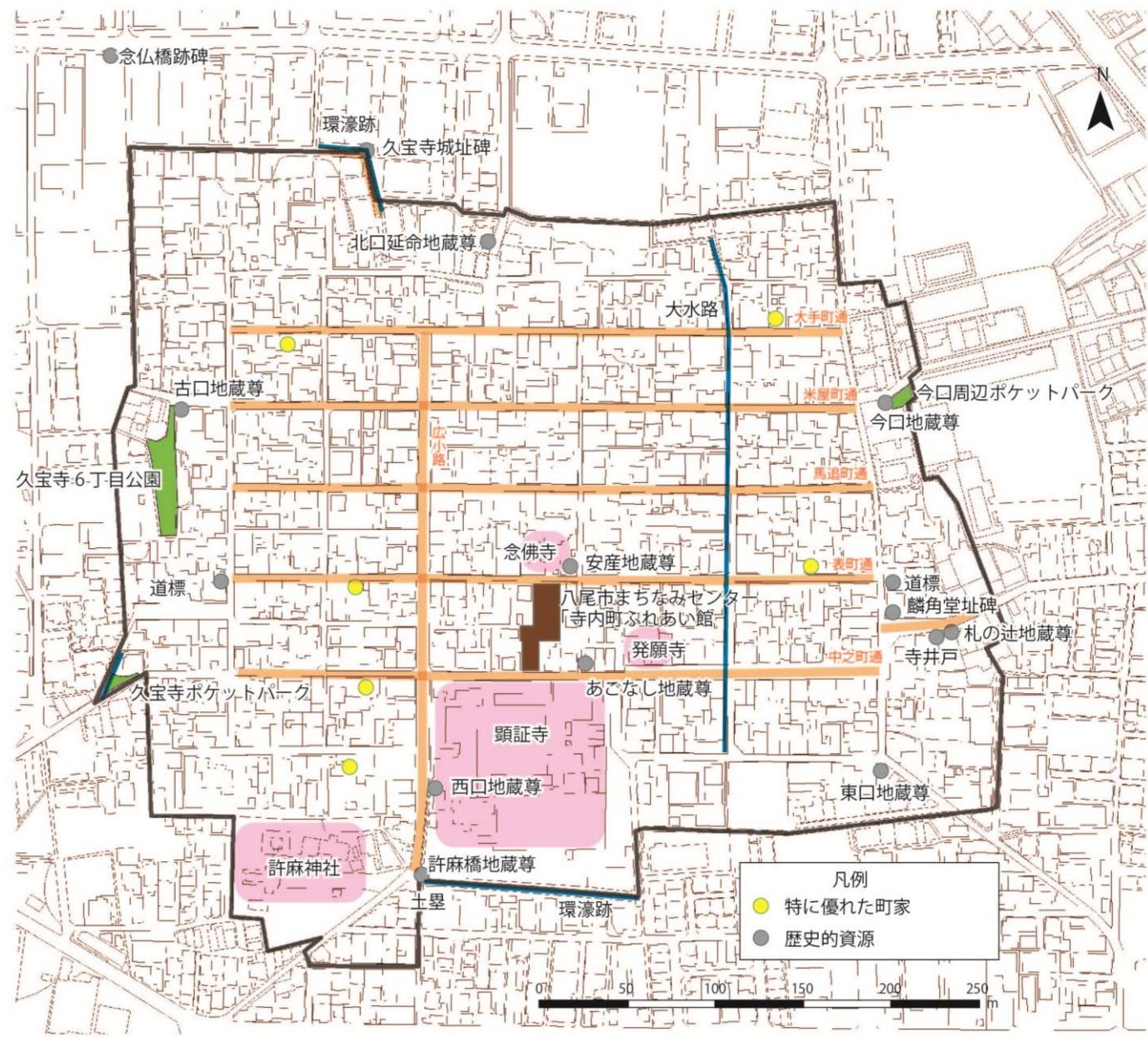
許麻神社の夏祭りには御輿や布団太鼓などが出て盛大に行われます。かつて顕証寺門前から旧近鉄八尾駅まで続く道筋ではお逮夜市が行われていました。近年では幻想的な燈路まつりが毎年開催されています。

これら非日常の営みも久宝寺寺内町の景観に変化や色どりを与える資源といえます。



燈路まつり

久宝寺寺内町の景観資源



4. 景観づくりの方向性と将来イメージ

4-1 景観づくりの目標と方針

景観計画では、久宝寺寺内町の景観づくりの目標及び方針を以下の通り定めています。

景観づくりの目標

寺院を中心に栄えた寺内町として当時の町割りが残され、厨子2階・虫籠窓等、町家の形態が現存する久宝寺寺内町らしい歴史・文化の趣ある景観を受け継ぎ、古いものと新しいものが調和するまちをつくる。

景観づくりの方針

町割り、町家や寺社などの歴史的資源と調和した景観形成を図る。



まちなみの連続性を保ち、統一感のある通りの景観形成を図る。



水路空間を保全し、人々が身近にうるおいを感じることができる景観形成を図る。



4-2 将来イメージ



大水路沿いの景観の将来イメージ



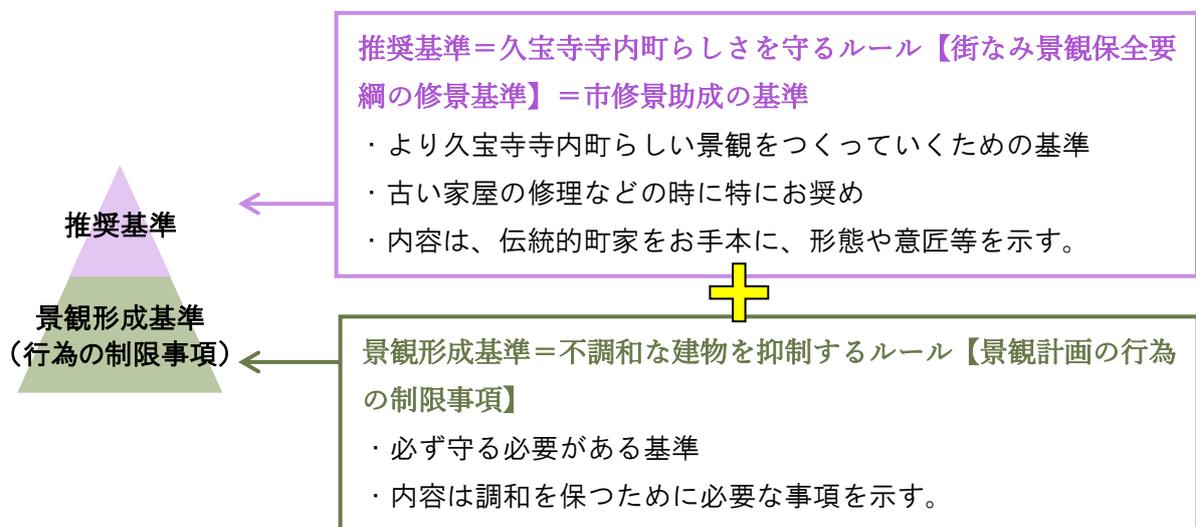
顕証寺を望む通りの景観の将来イメージ

5. 基準とその解説

5-1 推奨基準と景観形成基準

本地区では、建築行為に対して、景観法に基づく景観計画における行為の制限事項、及び街なみ景観保全要綱における修景基準が定められています。

街なみ景観保全要綱の基準はきめ細かな内容で、より久宝寺寺内町らしい景観をつくっていくための「推奨基準」であり、目指していききたい基準、市修景助成の基準です。景観計画における行為の制限事項は「景観形成基準」であり、周辺景観との調和を保つための基礎的な基準です。



5-2 届出対象行為

	景観法に基づく届出の対象となる行為
建築物 工作物	規模にかかわらず次のすべての行為 ○新築・増築・改築・移転 ○外観を変更することとなる修繕・模様替・色彩の変更

	街なみ景観保全要綱に基づく手続きが必要となる行為
建築物 工作物	規模にかかわらず次のすべての行為 ○新築・増築・改築・移転・除去 ○外観を変更することとなる修繕・模様替・色彩の変更・材質の変更
その他	○宅地の造成その他土地の形質の変更

5-3 推奨基準

項目		内容	解説の掲載頁
土地	土地の形質の変更	・土地の形質の変更を行うときは、変更後の状態が歴史景観を著しく損なわないものとする。	P14
	木材の伐採・植栽	・土居跡の樹木をはじめ、歴史的景観と一体をなす木材の保存に努める。 ・敷地内の植栽、造園による緑化の推進を図り、良好な景観の形成に努める。 ・緑の配置に際しては、周辺における緑のなじみ及び連続性等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状等を検討する。	P21
建物の位置及び規模	建物の位置	・現在のまちなみの壁面線を原則とする。 ・駐車スペース等を確保するためやむをえず、家屋を後退させる場合は、塀、門等の設置等により、まちなみの連続感を損なわないよう努める。 ・水路際に主たる出入口・車路を設けない。やむをえない場合は、必要最小限とし、周囲のまちなみと調和した意匠・形態とする。	P15
	敷地面積	・現在のまちなみを形成している敷地の形状を原則として維持する。	P14
	建物の高さ	・原則として2階以下とする。但し、やむをえず3階以上とする場合は、3階部分以上は道路より後退して建て、2階建てのまちなみの連続性を保つ。 ・軒高・庇の高さを現在のまちなみにそろえる。	P15
建築物の意匠及び形態	デザインの基本方針	・寺内町にみられる伝統的町家様式を継承する現代和風建築とする。	P20
	屋根・庇	・傾斜屋根とし、平入り、黒色瓦葺きで、勾配は伝統的町家形式との調和を図り、1階には周囲の家屋に近似した高さに庇を設ける。	P20
	壁面・開口部	・壁面及び窓、格子等の建具の意匠については、伝統的町家様式を基本とし、艶消しの採用など、まちなみの連続性を損なわないようにする。 ・通りに面する壁の色は、白を基調とし、仕上げ材は周囲のまちなみと調和した落ちついた材質感のものを使用する。 ・その他、外壁、屋根及びシャッター等の色彩は、派手なものとはせず、白、黒、灰色等の無彩色や濃茶等周囲の伝統的なまちなみに調和するものとする。 ※別表1の色彩基準を遵守すること。 ・建具の色は茶系統の艶消しで落ちついた色とする。	P19 P17
設備・工作物等	建築設備	・風道（ダクト）、煙突、配管類、空調屋外機その他これらに類する建築設備等が道路、公園等の公共の用に供する場所から見えにくいよう配慮する。	P17
	屋外階段	・屋外階段は、建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。	P17
	塀・柵	・ブロック、ネットフェンス等の使用は避け、板塀、漆喰塀等周囲のまちなみに調和したものとする。	P22
	広告物	・自家用以外の営業用広告物は設置しない。 ・1階の庇線より低くし、建物より前に設置しない。やむを得ず1階庇線より上に設ける場合は、位置、大きさ、デザインについてまちなみに調和するよう配慮する。 ・表示面積及び掲出数は必要最低限とし、壁面の色彩との調和を図る。	P22
	ガレージ	・ガレージはアルミ製（屋根アクリル板）ではなく、土蔵や町家のシモミセ（道路に面した部屋）部分のデザインを応用、艶消しの採用など、まちなみとの調和を図る。	P16
屋上設備等	・高架水槽及び屋上設備は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、ルーバーを設置し、又は建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。 ・屋上工作物及び塔屋等は、建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。	P17	

5-4 景観形成基準

項目		内容	解説の掲載頁
建築物等 (これに附属する工作物を含む) の基準	配置	全体計画 (ア)現在のまちなみの壁面線をできるだけ守る。 (イ)駐車スペース等を確保するためにやむをえず家屋を後退させる場合は、塀、門等の設置等により、まちなみの連続感を損なわないよう努める。 (ウ)水路際に主たる出入口・車路を設けない。やむをえない場合は、必要最小限とし、周囲のまちなみと調和した意匠・形態とする。	P15
		屋外に設置するもの 駐車場、駐輪場及びごみ置場等を敷地の外から見える場所に配置する場合は、植栽により修景し、又は建築物若しくは塀と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。	P16
		外壁に設置するもの (ア)ダクト類は、敷地の外から見えにくい位置に配置し、又は建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。 (イ)屋外階段は、建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。 (ウ)エアコンの室外機及び物干金物等は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、見苦しくならないような工夫をする。	P17
		屋上に設置するもの (ア)高架水槽及び屋上設備は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、ルーバーを設置し、又は建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。 (イ)屋上工作物及び塔屋等は、建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。	P17
	外観	色彩 外壁、屋根及びシャッター等の色彩は、派手なものとはせず、白、黒、灰色等の無彩色や濃茶等周辺の伝統的なまちなみに調和するものとする。 ※別表1の色彩基準を遵守すること。	P17
		外壁 (ア)周辺の伝統的なまちなみと調和した落ち着いた質感のものを使用する。 (イ)外壁の仕上げ、開口部などは周辺の建築物との連続性に配慮する。	P19
		屋根 原則、勾配屋根、平入りとし、勾配は伝統的町家形式との調和を図り、1階には周囲の家屋に近似した高さに庇を設ける。	P20
		意匠 伝統的様式(格子・虫籠窓等)、又はそれらと調和した和風の趣ある形態・意匠となるよう配慮する。	P20
		敷地内の緑化 (ア)周囲のまちなみとの連続性に配慮しながら、敷地内には緑を配置するよう努める。 (イ)緑の配置に際しては、周辺における緑のなじみ及び連続性等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状等を検討する。	P21
	工作物	外観	色彩 外壁、屋根及びシャッター等の色彩は、派手なものとはせず、白、黒、灰色等の無彩色や濃茶等周辺の伝統的なまちなみに調和するものとする。 ※別表1の色彩基準を遵守すること。
		外壁 (ア)周辺の伝統的なまちなみと調和した落ち着いた質感のものを使用する。 (イ)外壁の仕上げ、開口部などは周辺の建築物との連続性に配慮する。	P19
		意匠 伝統的様式(格子・虫籠窓等)、又はそれらと調和した和風の趣ある形態・意匠となるよう配慮する。	P20
		敷地内の緑化 (ア)周囲のまちなみとの連続性に配慮しながら、敷地内には緑を配置するよう努める。 (イ)緑の配置に際しては、周辺における緑のなじみ及び連続性等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状等を検討する。	P21

【別表 1（色彩基準）】

○計画にあたっては、地域の景観特性を把握し、周辺のまちなみや自然との調和を考慮した色彩を基本とすること。

○外壁、屋根及びシャッター等については、周辺のまちなみ景観を妨げないように配慮し、下記の色彩基準を基本とすること。

色彩基準

①R（赤）、Y R（橙）系の色相の場合、彩度4以下

②Y（黄）系の色相の場合、彩度4以下

③その他の色相の場合、彩度2以下

※JISのマンセル表色系による

○ただし、次に掲げるものはこの限りでない。

・外壁各面で1/20以下の面積でアクセントカラーとして使用する場合

※アクセントカラーとは、外壁の表情に変化をつける場合等に用いる強調色である。

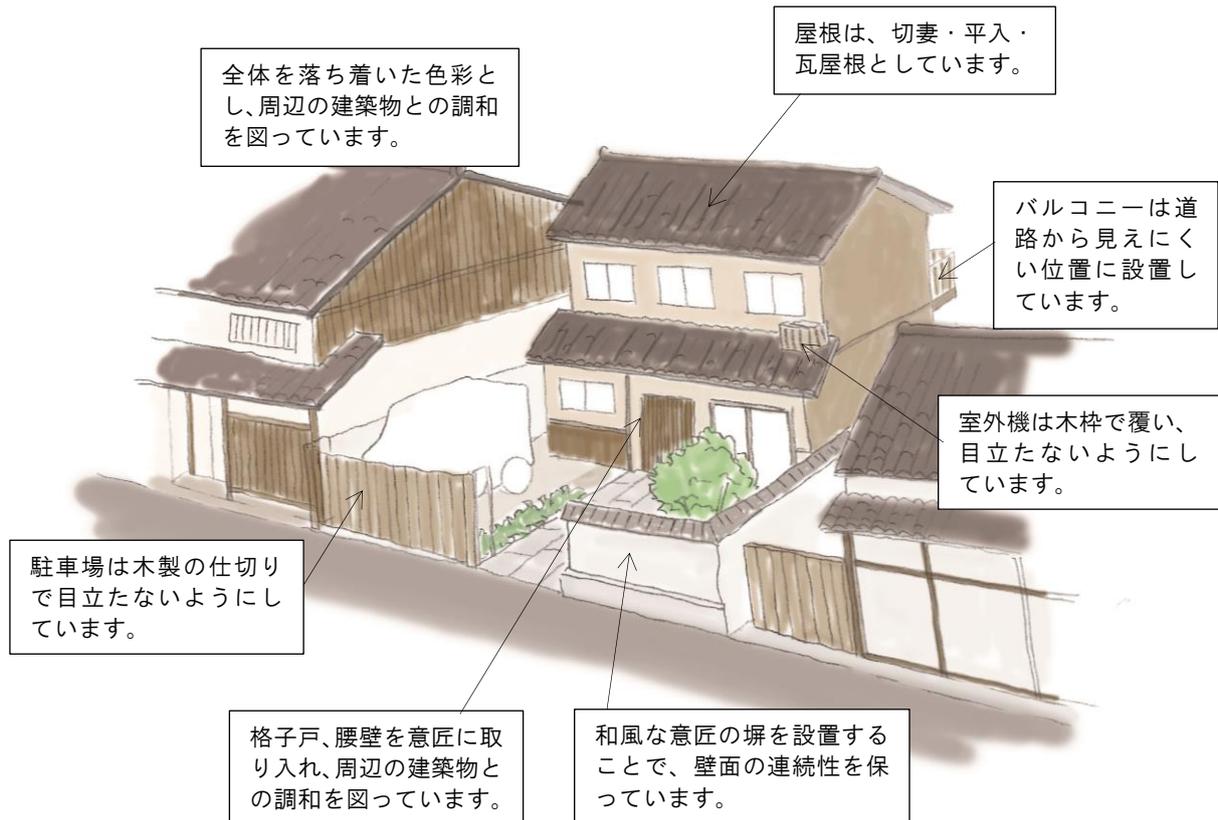
・着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合

5-5 基準の解説

ここでは、主に推奨基準（街なみ景観保全要綱の基準）の考え方や工夫の方法例を解説します。個々の基準を守るとともに、建築物等を計画するときは、基準を総合的に捉えて、どのような計画にするか検討し、寺内町の伝統的町家様式を踏まえて、現代和風建築としましょう。

なお、建築基準法などの関連法規は遵守し、その上で景観上の工夫を行ってください。

■推奨基準を満たした建築物のディテールイメージ例



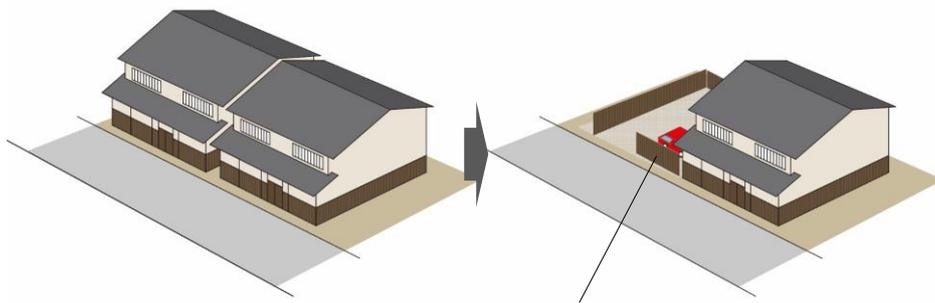
(1) 配置

①全体計画

推奨基準	景観形成基準
<ul style="list-style-type: none"> 土地の形質の変更を行うときは、変更後の状態が歴史景観を著しく損なわないものとする。 	—

推奨基準の考え方

土地の形質が変わることにより大きな景観の変化が予想されます。可能な限り必要最小限の行為とし、行為の前後での景観の変化を小さくするように努めましょう。特に駐車場を整備するときなどは、通りの連続性を崩さないような整備を心がけましょう。

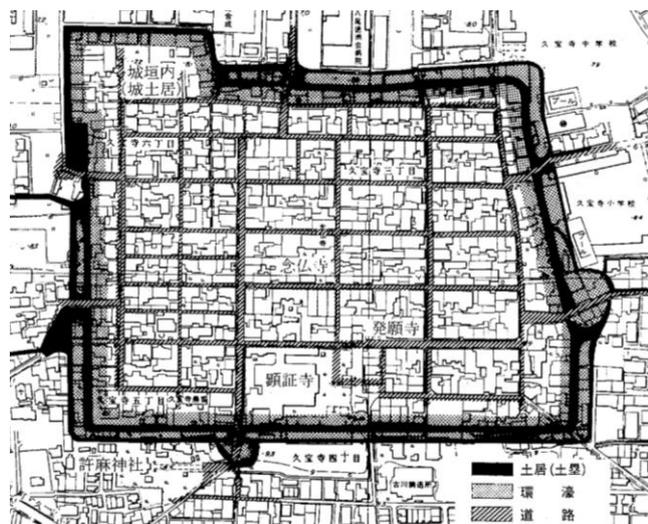


周辺の建築物との連続性を保つよう、調和した意匠の塀を設置している。
舗装は人工的にならないよう色や材質工夫している。

推奨基準	景観形成基準
<ul style="list-style-type: none"> 現在のまちなみを形成している敷地の形状を原則として維持する。 	—

推奨基準の考え方

久宝寺寺内町では、碁盤目状の道路網を持つ町割りは室町時代の形をほぼ受け継いでいます。この町割りを構成する個々の建物の敷地形状についても、現在の敷地形状を維持するよう努めましょう。



久宝寺寺内町の土居・町割り
 (「寺内町の基本計画に関する研究」より)

推奨基準	景観形成基準
<ul style="list-style-type: none"> ・原則として2階以下とする。但し、やむをえず3階以上とする場合は、3階部分以上は道路より後退して建て、2階建てのまちなみの連続性を保つ。 ・軒高・庇の高さを現在のまちなみにそろえる。 	—

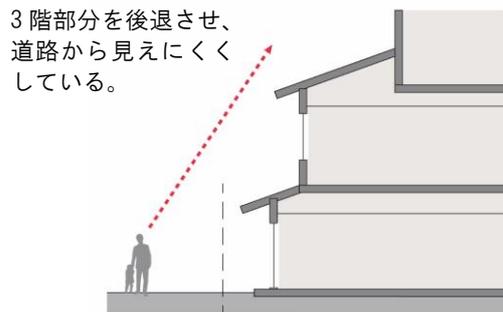
推奨基準の考え方

久宝寺寺内町では、厨子2階や2階建の町家が現在も残っています。そして、この町家の屋根や庇が揃い、連続する景観が、久宝寺寺内町の通りの景観の特徴であると言えます。そのため、基本的に建物は2階とし、軒高や庇の高さ、軒の出を揃え、景観の連続性を保ちましょう。



2階建の建物が続き、屋根や庇の高さや軒の出が揃っている。

やむをえず3階建にする場合は、道路など公共空間から見えにくいよう3階部分を後退させましょう。



3階部分を後退させ、道路から見えにくいようにしている。

推奨基準	景観形成基準
<ul style="list-style-type: none"> ・現在のまちなみの壁面線を原則とする。 ・駐車スペース等を確保するためやむをえず、家屋を後退させる場合は、塀、門等の設置等により、まちなみの連続感を損なわないよう努める。 ・水路際に主たる出入口・車路を設けない。やむをえない場合は、必要最小限とし、周囲のまちなみと調和した意匠・形態とする。 	<ul style="list-style-type: none"> (ア) 現在のまちなみの壁面線をできるだけ守る。 (イ) 駐車スペース等を確保するためにやむをえず家屋を後退させる場合は、塀、門等の設置等により、まちなみの連続感を損なわないよう努める。 (ウ) 水路際に主たる出入口・車路を設けない。やむをえない場合は、必要最小限とし、周囲のまちなみと調和した意匠・形態とする。

推奨基準の考え方

久宝寺寺内町では、通りに沿って壁面線が連続し、奥行のある景観をつくり出しています。外壁の位置を揃え、通りの景観の連続性を保ちましょう。



通りに沿って、町家の外壁の位置が揃っている。

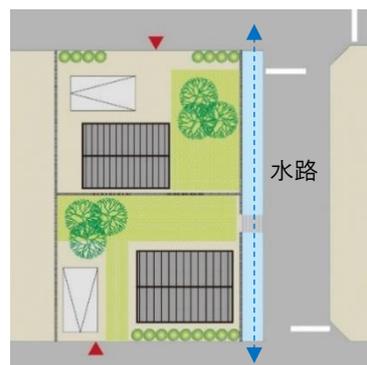
外壁の位置を揃えることが難しい場合は、周辺の建築物と調和した意匠の塼、門等を設置することにより、連続感を出しましょう。

瓦をのせた塼を周辺の建築物の壁面線の位置と合わせて設置している。



水路は、久宝寺寺内町に残る貴重な歴史的資源であり、通りに沿って水路が続く景観を守るため、主要な出入口や車路を水路際に設けないようにしましょう。

主要な出入口を水路の方に設けず、水路を見通すことのできる景観を守っている。



②屋外に設置するもの

推奨基準	景観形成基準
<ul style="list-style-type: none"> ・ガレージはアルミ製（屋根アクリル板）ではなく、土蔵や町家のシモミセ（道路に面した部屋）部分のデザインを応用、艶消しの採用など、まちなみとの調和を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場、駐輪場及びごみ置場等を敷地の外から見える場所に配置する場合は、植栽により修景し、又は建築物若しくは塼と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。

推奨基準の考え方

駐車場や駐輪場は目につきやすく、景観を構成する重要な要素となります。駐車場や駐輪場は、土蔵や町家のシモミセなど、伝統的町家に用いられる意匠を用いることで、周辺の景観に溶け込ませましょう。



駐車場を建物内につくり、格子戸で覆っている。



駐車場の前に塼を設置し、車が見えないようにしている。

③外壁・屋上に設置するもの

推奨基準	景観形成基準
<ul style="list-style-type: none"> ・風道（ダクト）、煙突、配管類、空調屋外機その他これらに類する建築設備等が道路、公園等の公共の用に供する場所から見えにくいよう配慮する。 ・屋外階段は、建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。 	<ul style="list-style-type: none"> (ア)ダクト類は、敷地の外から見えにくい位置に配置し、又は建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。 (イ)屋外階段は、建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。 (ウ)エアコンの室外機及び物干金物等は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、見苦しくならないような工夫をする。
<ul style="list-style-type: none"> ・高架水槽及び屋上設備は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、ルーバーを設置し、又は建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。 ・屋上工作物及び塔屋等は、建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。 	<ul style="list-style-type: none"> (ア)高架水槽及び屋上設備は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、ルーバーを設置し、又は建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。 (イ)屋上工作物及び塔屋等は、建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。

推奨基準の考え方

外壁や屋上に設置する建築設備の持つ人工物の印象は、和風な風情を感じさせる町並みに影響を及ぼします。建築設備の配置を工夫し、周辺から見えない位置に設置しましょう。やむをえず、公共空間に面する場所に設置する場合は、木格子や植栽で隠す等、目立たなくしましょう。



外壁と同様の木で覆い、設備類を目立たなくしている。

(2) 外観

①色彩

推奨基準	景観形成基準
<ul style="list-style-type: none"> ・通りに面する壁の色は、白を基調とし、仕上げ材は周囲のまちなみと調和した落ちついた材質感のものを使用する。 ・その他、外壁、屋根及びシャッター等の色彩は、派手なものとはせず、白、黒、灰色等の無彩色や濃茶等周辺の伝統的なまちなみに調和するものとする。 ・建具の色は茶系統の艶消しで落ちついた色とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁、屋根及びシャッター等の色彩は、派手なものとはせず、白、黒、灰色等の無彩色や濃茶等周辺の伝統的なまちなみに調和するものとする。

推奨基準の考え方

町家等伝統的建築物には、木や漆喰などの自然素材が用いられ、落ち着いた色彩となっています。久宝寺寺内町全体で歴史・文化の趣ある景観を創出していくために、自然素材のもつ色を活かしながら、通りに面する外壁は白を基調とし、建具は茶系統の色とし、質感や色が伝統的町家と同等になるようにしましょう。

自然素材の例



木



漆喰



石



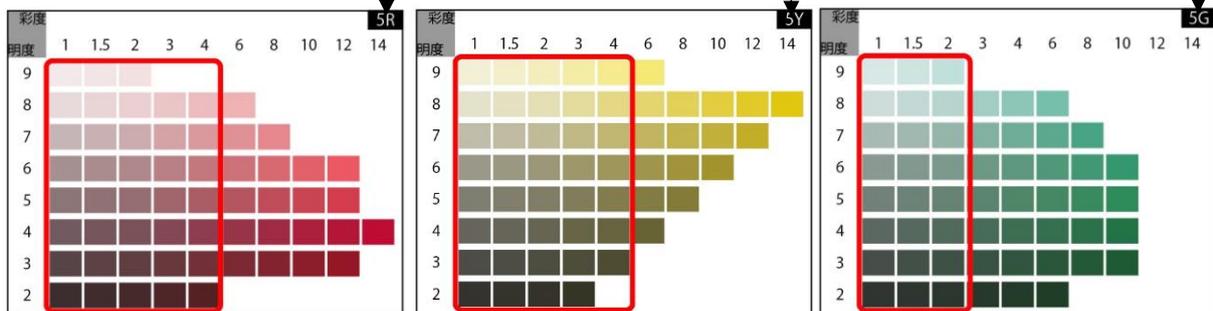
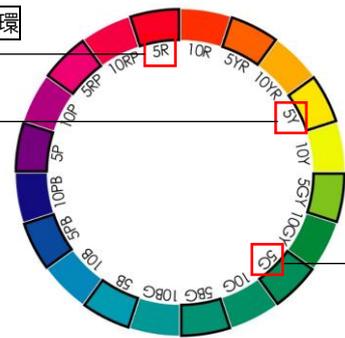
久宝寺寺内町では、多くの建築物が歴史的な景観と調和する落ち着いた色彩が用いられている。



腰壁をつけることで、単一の色彩を広く塗るのではなく、変化を生み出している。

その他外壁や屋根は伝統的なまちなみに調和する落ち着いた色彩とすることを基本とし、マンセル表色系において①R（赤）、YR（橙）系の色相の場合は彩度4以下、②Y（黄）系の色相の場合、彩度4以下、③その他の色相の場合、彩度2以下とし、彩度の基準を定めています。

色相環



赤枠：使用できる彩度の範囲

②外壁

推奨基準	景観形成基準
・ 壁面及び窓、格子等の建具の意匠については、伝統的町家様式を基本とし、艶消しの採用など、まちなみの連続性を損なわないようにする。	(ア) 周辺の伝統的なまちなみと調和した落ち着いた質感のものを使用する。 (イ) 外壁の仕上げ、開口部などは周辺の建築物との連続性に配慮する。

推奨基準の考え方

久宝寺寺内町にある伝統的町家には、自然素材が用いられ、格子や虫籠窓、漆喰壁や腰板壁等が意匠に取り入れられることで、風合いのある建築物となっています。このような伝統的な素材や意匠を取り入れ、久宝寺寺内町の伝統的町家様式を継承し、景観の連続性を保ちましょう。

町家



漆喰壁、腰板壁、格子が取り入れられ、風合いがあり、温かみのある意匠となっている。



2階部分は、虫籠窓、漆喰壁となっている。

現代建築



外壁部分は質感のある仕上げが施され、腰板壁が張られ、意匠に変化をつけている。



窓に格子をつけることで、町家に調和する意匠となっている。

バルコニーを設置する場合は、公共空間から見えにくい場所に設置、もしくは、建築物と一体化、格子で覆うなどの措置を施すことで、周辺の景観と調和させましょう。



公共空間から見えにくい位置にバルコニーを設置している。



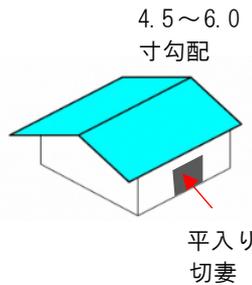
バルコニーを格子で覆うことで、周辺の景観と調和させている。

③屋根

推奨基準	景観形成基準
<ul style="list-style-type: none"> ・ 傾斜屋根とし、平入り、黒色瓦葺きで、勾配は伝統的町家形式との調和を図り、1階には周囲の家屋に近似した高さに庇を設ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則、勾配屋根、平入りとし、勾配は伝統的町家形式との調和を図り、1階には周囲の家屋に近似した高さに庇を設ける。

推奨基準の考え方

久宝寺寺内町では、通りから見て屋根の連続性のある景観が特徴です。そのため、伝統的町家に用いられる勾配屋根とし、屋根素材は和瓦を基本とするとともに、1階には庇を設置しましょう。屋根の勾配は、周辺と合わせることを基本に、伝統的町家でよく用いられる4.5~6.0寸勾配としましょう。



屋根や庇の向き、勾配が合っている。

瓦が難しい場合は、瓦に近く見える材料や、黒色の屋根を使用するなどしましょう。



和瓦



金属葺



平板瓦

④意匠

推奨基準	景観形成基準
<ul style="list-style-type: none"> ・ 寺内町にみられる伝統的町家様式を継承する現代和風建築とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伝統的様式（格子・虫籠窓等）、又はそれらと調和した和風の趣ある形態・意匠となるよう配慮する。

推奨基準の考え方

久宝寺寺内町全体で歴史・文化の趣ある景観を創出していくために、建築物全体を見て伝統的町家様式を継承・調和する意匠とし、和風の建築物としましょう。



瓦屋根・庇の設置、窓や戸への格子の設置、木の使用など、随所に伝統的町家様式の意匠を取り入れている。



切妻・平入の屋根、窓への格子の設置、落ち着いた色彩などを用い、和の趣ある建築物としている。

(3) 敷地内の緑化

敷地内の緑化

推奨基準	景観形成基準
<ul style="list-style-type: none"> ・土居跡の樹木をはじめ、歴史的景観と一体をなす木材の保存に努める。 ・敷地内の植栽、造園による緑化の推進を図り、良好な景観の形成に努める。 ・緑の配置に際しては、周辺における緑のなじみ及び連続性等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状等を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> (ア) 周囲のまちなみとの連続性に配慮しながら、敷地内には緑を配置するよう努める。 (イ) 緑の配置に際しては、周辺における緑のなじみ及び連続性等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状等を検討する。

推奨基準の考え方

久宝寺寺内町において、歴史的な樹木等は保存に努めるとともに、景観の連続性を意識しながら、樹種の選定や植栽の位置を配慮し、緑化に努めましょう。

また、風情や水路沿いのうるおいある景観を保つため、通りや水路沿いの設えが重要となります。壁面を後退させる場合は、通りや水路に面して樹木や植栽を配置したり、地面に地被類を施したりすることで、無機質な印象を和らげ、うるおいある景観をつくりましょう。



壁面と道路の間の地面をコンクリート仕上げではなく、植栽や地被類を組み合わせることで、無機質な印象を和らげている。



水路際に緑を配置し、うるおいある景観をつくっている

町家や現代和風建築に調和する和風の仕立ての植栽計画としましょう。



見越しの松

道路から見えるように塀の上まで松を伸ばしている。

※高木を配置する場合は、成長による必要なスペースを考慮する必要があります。



塀と生垣

塀の前に生垣を設置し、景観に変化をつけている。

生垣の例：ネズミモチ、ベニカナメモチ、ツツジ、ヒバ類、カイツカイブキ



踏み分け石と地被類

石や地被類を配置し、庭園景観を作っている

地被類の例：オカメザサ、キボウシ、ツワブキ、ハイビヤクシン、フッキソウ、ヤブラン、リュウノヒゲ

(4) その他

①塀・柵

推奨基準	景観形成基準
<ul style="list-style-type: none">・ブロック、ネットフェンス等の使用は避け、板塀、漆喰塀等周囲のまちなみに調和したものとする。	—

推奨基準の考え方

塀や柵は敷地際に設置されるもので、目につきやすいものとなります。周辺の景観と調和するよう、板や漆喰など、使用する素材や意匠を工夫しましょう。



板を用いた塀



瓦をのせた塀

②広告物

推奨基準	景観形成基準
<ul style="list-style-type: none">・自家用以外の営業用広告物は原則として設置しない。・1階の庇線より低くし、建物より前に設置しない。やむを得ず1階庇線より上に設ける場合は、位置、大きさ、デザインについてまちなみに調和するよう配慮する。・表示面積及び掲出数は必要最低限とし、壁面の色彩との調和を図る。	—

推奨基準の考え方

住宅が中心の久宝寺寺内町において、広告物があると目立ち、景観に与える影響は大きいと言えます。地区で広告物を設置する場合は、周辺の景観に調和させるようにしましょう。



建築物になじむ色彩で、最小限の大きさの広告物

久宝寺寺内町重点地区ガイドライン

令和2年(2020)10月策定・発行

編集・発行 八尾市都市整備部都市政策課 刊行物番号 R2-114

住所：〒581-0003 大阪府八尾市本町 1-1-1

TEL：072-924-3850 FAX：072-924-0207 E-mail:toshiseisaku@city.yao.lg.jp

八尾市ホームページ：<http://www.city.yao.osaka.jp/>



八尾市

